

食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）に関する意見

【氏名】 [公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
消費者提言特別委員会]
【住所】 [〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目17番14号 全国婦人会館 2階]
【電話番号】 [03-6434-1125 (代表)]
【メールアドレス】 [nacs-teigen@nacs.or.jp]

記

頁：補足資料 3 頁

番号： No. 1

表題：表示義務対象について

意見：今回、国内で製造した全ての加工食品を原料原産地表示の義務付け対象とされたことに対しては評価致します。

理由：表示の意義の一つは 消費者が食品を選択するに際して その原料原産地は大きな要素ですが、今まで冷凍食品などについて表示の例外とされ、知ることができませんでした。わからないまま購入していた消費者にとって当然ながらの知る権利が担保されたと考えます。

頁：補足資料 3 頁

番号： No. 2

表題：表示義務対象について

意見：今回、国内で製造した全ての加工食品を原料原産地表示の義務付け対象とされたにもかかわらず、外食（設備を設けて飲食させる）や、いわゆるインスタ加工（食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合）などを、原材料の表示義務等と同様に、原産地表示義務の対象外とされたことに納得できません。

理由：消費者の知る権利の確保並びに消費者への情報提供の観点から再度ご検討くださることを希望いたします。

頁：補足資料 3 頁

番号： No. 2

表題：義務表示の対象となる原材料について

意見：義務表示対象の原材料が重量順位第 1 位の原材料のみとなりましたが、将来的に、重量順位第 2 位、第 3 位の原材料も表示対象とするよう改正を求めます。また、全重量の 5 パーセント以上をしめる原材料は全て表示するなど表示を拡大することを求めます

理由：容器包装では表示できるスペースに限界があるかと思えます。将来的には 2 位以下はホームページでの開示であっても 明記することは安全・安心のために必要です。

頁：補足資料13頁

番号： No. 9

表題：「大括り表示」の基本的な表示について

意見：輸入品以外のすべての加工食品に原料原産地表示を義務づける中で「大括り表示」の例外規定を設けることに疑問を呈します。

「大括り表示」とは、外国の産地表示を単に「輸入」と表示することのようで、これでは原産地表示とはいえません。単に、国産か輸入かを消費者に情報提供しているにすぎません。上位3か国位までを国名表示をすべきです。

理由：消費者が加工食品を選ぶ際、原料の原産地は言うまでもなく大事なポイントの一つとなっています。今回、大括り表示はあくまでも例外の一つとされていますが、事業者によっては本規定により、表示を大括りにすることが懸念されます。原料原産地表示を商品選択のポイントと考える消費者は、原産地を「輸入」と記述された場合、商品を選ばない可能性も高いと思われます。一定期間における重量順位の変動や産地切り替えが行われる見込みがあるとはいえ、それらの資料があるのであれば、おおよその見込みでも、原料原産地表示をする方が、消費者のみならず事業者にとっても有益ではないでしょうか。

頁：補足資料13頁

番号： No. 11

表題：「大括り表示」と「可能性表示」の併用について

意見：大括り表示、可能性表示について工夫が求められます。

理由：「原料原産地名 輸入または国産」では 消費者の選択に全く寄与しません。

「可能性表示」や「大括り表示」は、重量順位の変動や輸入先の切り替えなどで国別重量表示が困難な場合の例外表示であるようですが、消費者にわかりにくいです。

頁：補足資料30頁

番号： No. 29

表題：経過措置について

意見・理由：新制度は早ければ今夏に導入され、全面施行は2020年3月のようで、経過措置期間が2年半です。この間で事業者並びに消費者への周知徹底を宜しくお願いいたします。

頁：食品表示基準改正のポイント22頁～23頁

表題：監視体制について

意見：3か国以上の海外産地を「輸入」とまとめて表示できる「大括り表示」、A国またはB国と列挙する「可能性表示」など例外表示の対象が多く、消費者として監視体制に不安を覚えます。例外表示の対象を拡大しすぎていると感じます。

理由： 誤認や偽装の防止策として、過去3年以内の実績か今後1年以内の計画に基づき、表示にその時期を明記させること、その資料がチェックできるように保管させることなど事業者の責任をしっかりと監視する体制を構築してください。

以上。